

第 年 月 日 号

様
橋本市長

特定空家等に対する措置について（命令）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項の規定による「特定空家等」に該当すると認められた下記の空家等について、 年 月 日付け第 号により、法第 22 条第 4 項の規定に基づき通知しましたが、措置がなされていません。また、正当と認められる理由もないことから、法第 22 条第 3 項の規定に基づき当該措置をとるよう命令します。

記

対象の空家等	所在地	橋本市
	土地所有者氏名	
	建物所有者氏名	
命令する措置の内容		
措置の期限	年 月 日	
命令に至った事由		
命令の責任者	所属	橋本市 部 課
	職氏名	
	連絡先	

- 備考：
- 一、措置を実施した場合は、遅滞なく命令の責任者に報告してください。
 - 一、本命令に違反した場合は、法第 30 条第 1 項の規定に基づき、50 万円以下の過料に処せられます。
 - 一、上記の期限までに措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第 22 条第 9 項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。
 - 一、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条及び第 18 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に橋本市長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったこ

橋本市空家等対策プロモーション計画 【様式 12】

とを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 8 条及び第 14 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、橋本市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。